

東京学芸大学で実施する授業料免除について（令和2年度以降）

令和2年（2020年）度から実施された国の「高等教育の修学支援新制度」とそれに伴う経過措置により、本学では以下の2種類の授業料免除を実施しています。

- ①：学部学生（日本人及び日本永住者）対象の「高等教育の修学支援新制度」による授業料免除
- ②：学部学生（私費外国人留学生）、大学院生、特別専攻科生及び2019年度以前に入学した学部学生（日本人及び日本永住者）対象の、本学基準により実施する授業料免除（経過措置）

各学生が申請できる制度は、下表のとおりです。なお、**免除と徴収猶予は併願できません。**

		授業料免除		授業料徴収猶予
		①新制度	②従来	
学部学生（日本人・日本永住者）	2020年度以降入学	○	×※1	○
	2019年度以前入学	○※2	○※2	○
学部学生（私費外国人留学生）		×	○	○
大学院生・特別専攻科生		×	○	○

※1 被災、及び新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変を事由とした申請は可能。

※2 ①と②の併願が可能（判定結果が異なる場合は、学生により有利となる判定を採用）。
②のみを申請することはできない。必ず日本学生支援機構の給付奨学生の申請手続きを行う必要がある。

※1の具体的な授業料免除選考について

学部	日本人・日本永住者	⇒	日本学生支援機構 給付奨学生に対する 授業料免除	⇒	大学の基準による 授業料免除 (家計急変・被災)	⇒	最終的な 免除額
			第Ⅰ区分（全額免除） 267,900		⇒		不要
第Ⅱ区分（2/3免除） 178,600	⇒	⇒	⇒	全額免除 267,900	⇒	267,900	
				半額免除 133,950	⇒	178,600	
				不許可	⇒	178,600	
第Ⅲ区分（1/3免除） 89,300	⇒	⇒	⇒	全額免除 267,900	⇒	267,900	
				半額免除 133,950	⇒	133,950	
				不許可	⇒	89,300	
不許可	⇒	⇒	⇒	全額免除 267,900	⇒	267,900	
				半額免除 133,950	⇒	133,950	
				不許可	⇒	0	

学部学生（日本人及び日本永住者）は、原則、日本学生支援機構の給付奨学生に申請してください。採用された給付奨学生の区分に応じて授業料免除が受けられます。
また、大学の授業料免除制度（家計急変、被災者対象）による授業料免除も併せて受けることができます。この場合、給付奨学生の授業料免除と、大学の基準による授業料免除の額を比較して、額の大きい方の授業料免除額が最終的な授業料免除額となります。
いずれも大学の基準による授業料免除は、決められた予算の範囲で実施しますので、申請しても免除が受けられない場合があります。